

耐震診断判定部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が行う耐震診断業務及びそれに関連する業務について、耐震構造委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第6条第1項の規定に基づき、委員会の下でその技術審査を行う耐震診断判定部会（以下「判定部会」という。）を設置するため、必要な事項を定める。

(判定部会の構成)

第2条 判定部会委員は、各年度の初めに建築住宅センター理事長が選任して委員会に報告する。又、年度途中で委員を変更する場合についても同様の扱いとする。

2 委員は大学若しくは高等専門学校において、建築構造に関し助教以上の職にあり、又はあった者（以下「学識経験者」という）、並びに建築構造に関し10年以上の実務を有する者（以下「実務経験者」という）から構成する。

3 判定部会は、判定部会委員の中から建築住宅センター理事長が学識経験者2名、実務経験者2名を選任する。

ただし、建築住宅センター理事長が特に認めた場合には、学識経験者1名、実務経験者1名とすることができる。

(判定部会の部会長)

第3条 判定部会には、部会長を置く。

2 部会長は、建築住宅センター理事長が選任した者が務める。

(秘密の保持)

第4条 判定部会委員は、判定部会における審査資料及び審査内容について、その秘密を保持するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成 8年 8月10日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。